

ご遺族さまの手続きをお手伝いします。

当日お手続きする場所にご予約をお願いします。

※手続きされる前日までにご連絡ください。

※本庁おくやみコーナー（ワンストップ窓口）でのお手続きは前日開庁日15時までにご連絡ください。

予約電話 ☎24-1111内線3101・3100 ☎49-7099（三間支所市民保健係）

☎49-7056（津島支所市民保険係） ☎49-7093（吉田支所市民サービス係）

ご遺族さまへ

～該当される方は手続きをお願いします～



※記載以外の手続きが必要となる場合もありますので、ご了承下さい。

お手続きに共通して必要なもの

●ご遺族さまのもの（相続人代表者さま・喪主さま）

※相続人代表者さまと喪主さまが異なる場合はそれぞれの方のものがが必要です。

本人確認書類

- ・写真付きのもの（1点で可）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- ・写真付きでないもの（2点以上）保険証（健康保険、介護保険）年金手帳など

認印(スタンプ印不可)

預金通帳

●亡くなった方のもの

（原則お返しいただくものですが、お持ちいただかなくてもご案内できます）

年金証書等、年金番号が分かるもの

印鑑登録証、住民基本台帳カード(作成されている場合)

宇和島市国保証、介護保険証、後期高齢者医療保険証、障害者手帳等、市役所から交付されたもの

●下記に該当される場合に必要なもの

亡くなった方が後期高齢者医療加入者で葬祭費の支給を申請する場合

- ・会葬礼状、葬儀費用の領収書など喪主さまのお名前が入ったもの

戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は請求出来る人が作成した委任状が必要

- ・委任状は、宇和島市ホームページ(分類でさがす>市民の方へ>住民票・戸籍>住民票戸籍)からダウンロードまたは、市民課、各支所にあります。

年金の手続きに請求者以外の方が来られる場合、別添の委任状(年金用)が必要です。

【お問合せ先・受付時間】 宇和島市役所

本 庁 Tel(0895)24-1111 吉田支所 Tel(0895)52-1111

三間支所 Tel(0895)58-3311 津島支所 Tel(0895)32-2721

月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

※制度等の内容のお問い合わせは各担当課(次頁参照)へお願いします。

<市役所での主な手続き> ※所要時間は、スムーズにお手続きできた場合の日安時間です。ケースによって変動することがございます。

項目	おおよその所要時間	手続きの内容とご用意いただくもの	担当課 (市外局番0895)	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	3分	○印鑑登録カード(番号:)の返還 ※紛失されている場合は、その旨をご連絡下さい。	市民課窓口係 49-7012	
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	3分	○住民基本台帳カードの返還。		
<input type="checkbox"/> 宇和島市国民健康保険	10分	○国民健康保険証の返還。 ※亡くなられた方が世帯主の場合は、世帯全員の国民健康保険証をお持ちください。 ○葬祭費の請求 ※葬祭を執り行った方(喪主さま)が分かるもの・喪主さま名義の通帳をお持ち下さい。 ※喪主さまではない方が請求する場合は、委任状が必要です。		各支所市民サービス係
<input type="checkbox"/> 国民年金	15分	○死亡一時金や未支給年金などの請求 ※請求者名義の預金通帳と認印・個人番号の分かるもの、死亡者の年金手帳・年金証書をお持ち下さい。 ※遺族厚生年金のお手続きには死亡診断書のコピーが必要です。 ※戸籍謄本等が必要になり、交付手数料が必要です。		
厚生年金・共済年金(市役所以外の手続き)		亡くなられた方が、厚生年金に加入されたことがある場合は年金事務所で、共済年金に加入されたことがある場合には所属していた共済組合でご相談下さい。 必要書類については、年金事務所または、共済組合でご確認願います。	宇和島年金事務所 22-5569 各共済組合	
<input type="checkbox"/> 介護保険	5分	○被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証の返還 ○相続人代表の指定 ※保険料還付や賦課徴収(滞納処分除く)等の手続きに伴い、相続人代表の方を決めていただく必要があります。 ※相続人の本人確認書類と相続人名義の通帳	高齢者福祉課 24-1111 内線 2161 各支所市民サービス係	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険	15分	○被保険者証の返還 ※限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は合わせてご返還ください。 ○葬祭費支給の申請 ○相続人代表の指定 ※保険料還付や賦課徴収(滞納処分除く)の手続きに伴い、相続人代表の方を決めていただく必要があります。	保険健康課 49-7020 各支所市民サービス係	
<input type="checkbox"/> 障害者手帳	各5分	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証の返還 ※届出される方の印鑑をお持ち下さい。 ※制度の利用状況により別途手続きが必要になる場合があります。	福祉課 49-7016 各支所市民サービス係	
<input type="checkbox"/> 子育て	45分	○児童手当、児童扶養手当の手続き ○子ども医療費、ひとり親家庭医療費の手続き ○愛顔っ子応援券、子育てスタート応援券の返還 ※世帯の状況により必要手続き・必要書類が異なります。事前にご確認下さい。	子ども家庭課 49-7017 各支所市民サービス係	
<input checked="" type="checkbox"/> 水道	10分	○名義変更の手続き ○閉栓等の手続き	本庁1階水道局お客様センター または各支所もしくはお電話での受付もできます。 (☎22-5265)	

1階

	項目	おおよその 所要時間	手続きの内容とご用意いただくもの	担当課 (市外局番0895)
4階	<input type="checkbox"/> 防災ラジオ	3分	○ 防災ラジオの返却 ※お一人世帯の方が亡くなられた場合は、防災ラジオ(貸与されている場合)をお返し下さい。	危機管理課 49-7006 各支所総務税務係
5階	<input type="checkbox"/> 市税	15分	○ 相続人代表者の手続き ※亡くなられた方に市税がかかっている場合は、賦課徴収(滞納処分を除く。)や還付に関する手続きがあります。 ※口座の設定がある方は、新たに設定する口座の分かるものが必要です。	税務課 49-7010 各支所総務税務係
	※ <input type="checkbox"/> 125cc以下のバイク	3分	○ 車両の名義変更・廃車の手続き ※亡くなられた方が原付バイクや小型特殊自動車を持っていた場合は、名義変更、または廃車の手続きが必要です。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税。早めの手続きを。	税務課 49-7010 各支所総務税務係
6階	<input type="checkbox"/> 市営住宅	10分	○ 名義人の変更や世帯員の異動、または返還の手続き ※市営住宅にお住まいの方が亡くなられた場合は、名義変更・世帯員異動・返還届などの手続きが必要です。	建築住宅課 49-7028 各支所産業建設係
7階	<input type="checkbox"/> 学齢児童の保護者変更	5分	○ 児童生徒の保護者の変更 ※学齢児童の保護者に変更がある場合は、必要に応じて保護者変更の手続きがあります。 ※代理人の場合、ご本人の印鑑が必要になります。	学校教育課 49-7031
8階	<input type="checkbox"/> 農地の相続	15分	○ 農地の相続の届出 ※亡くなられた方が所有している農地を相続した場合は、相続の届出が必要です。 ※農地台帳閲覧申請書等のお手続きをしていただく場合があります。	農業委員会 49-7036 各支所産業建設係
	<input type="checkbox"/> 森林の相続	5分	○ 森林の相続の届出 ※亡くなられた方が所有している森林を相続した場合は、相続の届出が必要です。 ※図面、登記事項証明書が必要です。	農林課 49-7022 各支所産業建設係

m e m



<市役所以外の主な手続き>

詳細はお問い合わせの上ご確認下さい。

項目	内 容		問い合わせ先
法定相続情報証明 制 度	戸・除籍謄本など必要書類を提出してもらい、登記官が内容を確認し認証文付きの「法定相続情報一覧図の写し」を無料で発行しています。これは、相続登記や相続で発生する預金の払い戻しなどさまざまな相続手続きに利用できます。ご利用下さい。		松山地方法務局宇和島支局 Tel:(0895)22-0770
特 定 医 療 (指 定 難 病)	特定医療費(指定難病)受給者証の返還		南予地方局 2階 健康増進課 22-5211(内線260)
小児慢性特定疾病 医 療	小児慢性特定疾病受給者証の返還		
県 営 住 宅	県営住宅名義人の変更または入居者の異動		南予地方局 3階 建築指導課 23-2987(内線425)
項目	問い合わせ先	項目	問い合わせ先
生 命 保 険 等	生命保険会社又は代理店	携 帯 電 話	各契約会社
損 害 保 険 等	損害保険会社又は代理店	固 定 電 話	各契約会社
預 貯 金 口 座 等	各金融機関等	インターネット	各契約会社
株 式 等	証券会社等	クレジットカード	各契約会社
相 続 税 ・ 所 得 税 消 費 税 申 告	宇和島税務署 (0895)22-4511自動音声	電 気 ・ ガ ス	各契約会社
賃 貸 住 宅	不動産会社・家主等	NHK 受 信 料	0120-151515 (フリーダイヤル) 050-3764-5003 (有料)
不 動 産 登 記 関 係 (家 屋 ・ 土 地)	不動産の所在地を管理する 法務局	軽 自 動 車 ※	軽自動車検査協会愛媛事務所 050-5540-3124
運 転 免 許 証	住所を管轄する警察署に返納	普 通 自 動 車 ※	四国運輸局愛媛運輸支部(登録部門) 050-5540-2076

※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されますので、名義変更・廃車は早めの手続きをお願いします。

※戸籍謄本等は、申し出により返却できる場合がありますので、提出先にご確認下さい。

2020.04